

播磨町心身障害者福祉年金制度を見直し!

本町では、障害を持つ人への施策として障害者の社会参加を促進するほか障害者福祉の充実に努めてまいりました。

しかし、平成18年4月からは障害者自立支援法が施行されるなど、従来の施策は大きく変わってまいりました。このようななか、すべての身体障害者および知的障害者を対象に現金を支給してきた「播磨町心身障害者福祉年金(総額約3,400万円)」の廃止を3月議会で提案しましたが、議会の承認は得られませんでした。

しかしながら、町の独自施策として、収入に関係なく現金を支給してきた本制度の見直しは必要と考えており、住民の皆さんに障害者福祉の現状を紹介し、真に援助が必要な方への支援を目的とした新たな障害者福祉制度を、議会に提案をしたいと考えています。

障害者福祉年金の支給額と対象者 平成18年4月1日現在

障害程度	支給額	対象者(人)	支給総額
身体障害者 知的障害者			
1・2級 A・B1	40,000円	572	2,288万円
3級	30,000円	175	525万円
4級	20,000円	236	472万円
5級 B2	10,000円	117	117万円
6級	5,000円	66	33万円

播磨町心身障害者福祉年金制度とは 昭和47年から町独自で実施している障害者福祉施策の一環として、当時は福祉の主な考え方として、金銭の支給というのが一般的でありました。制度発足時は、身体障害者1級・2級および知的障害者が支給していましたが、その後、支給額の改定や支給対象者を拡大し、現在、別表の通りとなつており、この制度を続けるためには、年間約3,400万円が必要となります。

近隣市町でも見直し この福祉年金制度について、他の市町においても実施されています。しかし、多くの市町でも見直しが行われ、神戸市では平成15年度から、加古川市では平成16年度で廃止されています。しかしながら、多くの市町においても実施されています。

障害者福祉施策の見直し 本制度が実施されて以来、本町では、介護手当および施設入所者に対する補助金などを給付制度を設けました。一方、在宅での生活、介護を支援するホームヘルプサービスなどの利用者は、低所得者の一部に限られ、サービス内容、提供先等を行政が決定するものでした。

障害者福祉施策の現状 しかし、平成15年度からノーマライゼーションの理念のもとに、障害者自ら選択し、サービス提供者と契約してサービスを利用する「障害者支援費制度」が施行され、また、平成18年4月からは障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、障害者が地域で安心して暮らせる

障害者相談の充実を図ること

新たな障害者福祉制度を提案

福祉用具の購入に関する事業者の指定が始まりました

要介護(要支援)認定を受けた被保険者が利用できる福祉用具購入に関するお知らせです

● 福祉用具購入費について

これまで、在宅の要介護(要支援)認定を受けた被保険者が「腰掛便座」や「入浴補助用具」などの福祉用具を購入したときに介護保険から支給される福祉用具購入費について、福祉用具の販売事業者などには制限がありませんでした。

しかし、今回の改正で都道府県知事が販売事業者を事前に指定する制度が導入されました。

購入日が平成18年4月1日以降の福祉用具については、指定された販売事業者からの購入に限り、福祉用具購入費を支給します。

購入の際には、必ず都道府県の指定された販売事業者であるかを確認した上で、購入するようしてください。



入浴用いす

《制度の概要》

- (1) 福祉用具購入費の支給限度基準額 一律10万円(年額)
- (2) 介護保険で給付される金額(保険給付率90/100) 9万円(上限)
- (3) 給付金の受け取り方法
 - ・ 購入時に福祉用具の全額を支払い、後で申請により保険給付分(対象金額の9割分)が介護保険から利用者へ口座振込み(郵便局以外)により支払われる方法。
 - ・ 購入時に自己負担分だけを支払う方法(受領委任払い・立替事業)

*購入前に申請していただき承認が必要です。
- (4) 支給金額の管理期間 毎年4月1日～翌年3月31日の1年間
- (5) 購入の対象となる福祉用具の種類(種目) 表「介護保険給付対象の福祉用具」の通り《※同一種目の購入は原則1回》

介護保険給付対象の福祉用具	
① 腰掛便座	
② 特殊尿器	
③ 入浴補助用具 (入浴に際して座位を保持し、浴槽への出入りなどを補助する目的とする用具)	入浴用いす 浴槽用手すり 浴槽内いす 入浴台 浴室內すのこ 浴槽内すのこ
④ 簡易浴槽	
⑤ 移動用リフトのつり具の部分	

住宅改修費支給制度も
事前申請制に変わりました

お問い合わせ
保険年金グループ介護保険チーム
☎ 0794(35)2582



旬の野菜をしっかり食べよう ~いずみ会料理講習会~

食生活を見直してみませんか?

- ▶日時・場所 5月2日(火) 中央公民館 5月10日(水) 野添コミセン
- 5月17日(水) 南部コミセン 5月19日(金) 中央公民館
- ※いずれも午前9時30分~12時30分
- ▶参加費 500円(当日徴収)
- ▶問い合わせ 健康安全グループ ☎0794(35)2611



健康づくり栄養講座生(いずみ会リーダー養成講座生)募集

平成18年度予定表

6月 12日(月)	さあ、はじまるよ! (開講式 オリエンテーション)
6月 26日(月)	バランスのとれた献立を立ててみよう① ~野菜料理編~
7月 10日(月)	みんなで立てた献立、調理してみよう① (調理実習)
7月 31日(月)	この時期に多い食中毒の話
8月 28日(月)	高血圧を予防しよう! ~減塩料理編~(調理実習)
9月 11日(月)	骨粗鬆症を予防しよう! ~カルシウム料理編~(調理実習)
10月 2日(月)	あなたの健康・みんなの健康を考えよう
10月 中旬	リラックスについて考えよう
9月 ~11月	あの食品、どうやって作るの? (町外研修)
11月 6日(月)	バランスのとれた献立を立ててみよう② ~油控えめ料理編~
11月 20日(月)	みんなで立てた献立、調理してみよう!② (調理実習)
12月 4日(月)	さあ、無事に卒業できましたか? (閉講式)

健やかな人生を送るために、食事・運動・休養のバランスが大切です。その中でも、ついついバランスが崩れてしまいがちなのが食事のこと。

仲間と一緒に講義や調理実習、バス旅行など、わいわい楽しく、食事や健康づくりについて考えてみませんか?

※40時間受講された方は、いずみ会のリーダーとして活躍していただけます。

▶ 時 間 午前9時30分~12時30分
(実習のときは午後1時まで)

▶ 場 所 中央公民館

▶ 参加費 テキスト代約1,200円

▶ 定 員 30人

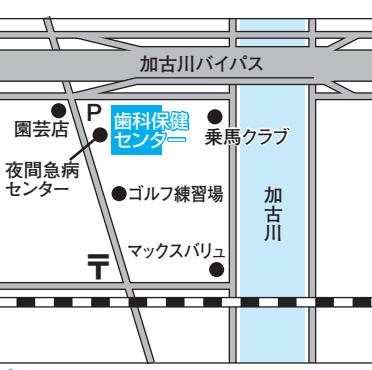
定員になり次第締め切ります

▶ 申込・問い合わせ

5月31日(水)までに健康安全グループまでお申込みください。
健康安全グループ ☎0794(35)2611

むし歯になりにくく
生活習慣を身につけて
いたくために

加古川歯科保健センターからのお知らせ



☎ 0794 (31) 6060
▼料 金 千円
▼指 導 日 月1~2回の火曜日
●問 合 わせ ●予 約 制 です
※ い ず れ も 予 約 制 で す
加 古 川 歯 科 保 健 中 心
歯科健診+ブラッシング指導
フッ化物歯面塗付(予防措置)
ラッシング指導・フッ化物歯面塗付(予防歯科・歯科保健指導)を行っています。

初めての方には歯科健診とブラッシング指導を行い、希望によりフッ化物歯面塗付も行ないます。その後は個人に合わせた間隔で継続指導を行なっています。

東神吉小学校行き→「穴門」下車
広尾経由細工所行き
ウェルネスパーク経由宝殿駅行き
都台行き



はりま健康プラン・健康づくり情報

「はりま健康プラン」の活動は3年目を 迎えました

「元気で長生きしたい…」とは、誰もが望むことです。そんな願いをかなえるために、「私ができること。みんなでできること」を考え、平成15年に「はりま健康プラン」ができました。

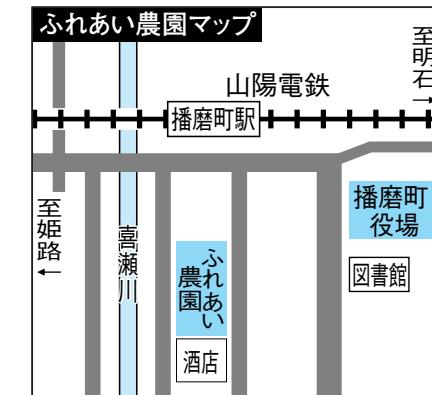
「自らの健康は自らの手でつくろう」と考えている人が集まり、「ふれあい自然農園」「とびっきり遊歩」「はりま歯ッピー」の3つの活動をはじめて3年を迎えた。これらの活動にも住民の皆さんにたくさんのご参加をいただきました。はりま健康プランでは、「健康チェック」「からだの健康」「食の健康」「こころの健康」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」と健康づくりのための目標を立てています。次回から一つずつ紹介していくので、みなさんの健康づくりに役立てていただきたいと思います。

「ふれあい自然農園」グループでは…

休耕田を利用して、野菜と健康をつくろう!をモットーに、大人も子どももみんなで一緒に野菜づくりを楽しむとともに、日ごろの食生活を考え、ふれあい、健康づくりの輪をひろげるグループです。老若男女問わず、毎月1回、和気あいあいと活動しています。野菜づくりは初めてという方も大歓迎です。収穫の喜びを一緒に体験しませんか?

あなたも「ふれあい自然農園」に 来てみませんか?

参加してみよう!



みなさんと一緒に野菜を作り、食生活について振り返る、はりま健康プラン『ふれあい自然農園』。昨年の秋はサツマイモがたくさん収穫できたので、農園には子どもから大人まで、たくさんの笑顔があふれました。現在はタマネギとジャガイモがすくすくと育っています。あなたも一緒に季節の野菜を育てて、収穫してみませんか?日ごろ、畑とふれあうことの少ないお子さんにもよい体験になると思います。どなたでもご参加ください。

5月20日(土) サツマイモ・ヤーコン植え付け(申し込み必要)

6月10日(土) ジャガイモ掘り・タマネギ収穫

7月 8日(土) 除草・ニンジン種まき、ジャガイモ植え付け

8月19日(土) 除草

9月 9日(土) 除草・超早生タマネギ種まき

10月 14日(土) サツマイモ掘り・タマネギ植え付け準備

11月 4日(土) タマネギ植え付け(申し込み必要)

12月 9日(土) 除草・ヤーコン収穫

1月 13日(土) 除草・ジャガイモ植え付け準備

1月 20日(土) ジャガイモ植え付け

2月 10日(土) 除草

3月 10日(土) 除草

▶ 時 間 いずれも午前8時~

▶ 場 所 地図参照

▶ 服 装 汚れてもよい服装、履物

▶ 持ち物 移植ゴテ、軍手

▶ 主 催 はりま健康プラン
「ふれあい自然農園グループ」

※日程変更・事前申し込みが必要な場合があります。今後も広報の案内をご覧ください。

一緒にヤーコン・サツマイモを作ろうよ

ヤーコンとサツマイモ植え付け参加者募集

ヤーコンは生で食べられるイモです。味や歯ざわりはナシに似ています。

▶ 日 時 5月20日(土) 午前8時~

[小雨決行、雨天の場合は、5月27日(土)に延期]

▶ 申込・問い合わせ

参加希望の方は、5月19日(金)までに、氏名・参加人数をご連絡ください。

▶ 問い合わせ 健康安全グループ

☎0794(35)2611

情報のページ

5月14日(日)午前2時から

石綿による健康被害の救済に関する法律による請求書に受付け開始のお知らせ

石綿（アスベスト）を取り扱う作業に従事したことにより、中皮腫や肺がんなどを発症し死亡した方の遺族で、時効により労災保険法による遺族補償給付が受けられなかつた方に対する給付請求書の受け付けが、3月20日から開始されました。

▼請求できる方 平成13年3月26日以前に、石綿を取り扱う作業に従事し、中皮腫や肺がんで死亡した方の遺族

▼提出先 石綿を取り扱った最終事業所を管轄する労働基準監督署

▼問い合わせ 兵庫労働局労働基準部労災補償課

☎ 078(367)9155

または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

石綿を取り扱う作業に従事しないで、環境によって発症した方や遺族の方については、医療費などの救済給付が支給されます。

▼問い合わせ 独立行政法人環境再生保全機構

☎ 0120(389)9331



野添北公園蓬生庵月例茶会

▼日時 5月21日(日)
午前10時～午後3時まで

▼主席 深見 宗泉先生
(表千家流)

▼場所 野添北公園内蓬生庵

▼参加費 300円

▼問い合わせ ☎ 078(944)6040

播磨・県民交流広場協議会

▼日時 5月21日(日)
午前10時～午後1時

▼場所 中央公民館 料理教室

▼参加費 千500円

▼定員 先着15人

▼対象 成人男性

▼日時 5月28日(日)

と半熟玉子のサラダ ②ビシソワーズ ③鯛のポワレプロバンス風 ④苺のショートケーキ

⑤パンとヨーゼー

持ち物 エプロン、容器

▼申し込み・問い合わせ

FAXにて申し込みを受け

本町では、住民参加のまちづくりを推進するため、皆さんの建設的な意見や提言をいたぐる町政モニター事業を実施しています。

モニター員へは、年2回程度町から「モニター用紙」とそれに関する資料などをお送りし、「意見・提言をいたぐことになります。無作為に抽出した20歳以上の500人に依頼させていただきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

なお、昨年度の新規モニターメンと16年度からのモニターメンとは引き続きお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

▼問い合わせ 企画グループ
☎ 0794(335)03356

一員と16年度からのモニターメンへは引き続きお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

憲法週間にちなんで「無料特設人権相談所を開設」を行います。5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(335)03355

5月3日の憲法記念日を中心、5月1日～7日までの特設人権相談所」を次の通り開設しますので、お気軽にご利用ください。

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎ 0794(24)35555

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局
☎

町長の任期満了および町議会議員の欠員に伴う選挙を本年7月2日(日)に行います。

立候補予定者説明会の開催

同選挙の立候補予定者説明会を開催します。

◎町長選挙

5月11日(木)午後1時30分から

◎町議会議員補欠選挙

5月11日(木)午後3時30分から
※場所は、いずれも役場第1庁舎3階BC会議室で行います。

※なお、会場の都合上、1人の候補者につき出席者は3人以内とさせていただきます。

▶問い合わせ 選挙管理委員会
☎0794(35)0357

町長選挙・町議会議員補欠選挙の投票立会人、および投票所事務従事者を募集します

1 投票立会人

応募資格要件 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者。

募集人数 各投票所2人ずつ、合計26人。応募者多数の場合は抽選で決定します。

立会場所 名簿が登録されている投票所

立会時間 投票日当日 7月2日(日)午前6時45分～午後8時

報酬 1万1千円

2 投票所事務従事者

応募資格要件 町内に居住する40歳位までの有権者(選挙啓発の一環として募集します)

募集人数 各投票所1人ずつ、合計13人。応募者多数の場合は抽選で決定します。

勤務場所 別途指示する投票所
勤務日時 投票日当日 7月2日(日)午前6時45分～午後8時

賃金 日額1万3千円

※応募方法は、立会人・事務従事者とも5月1日(月)～5月19日(金)の間に、電話、FAXまたは電子メールで応募してください。

※なお、ファックス・電子メールでの応募は、住所・氏名・生年月日・連絡先電話番号を記入してください。

▶応募・問い合わせ

選挙管理委員会

☎0794(35)0357

FAX0794(35)3398

メールアドレス
soumu@town.harima.hyogo.jp

国民年金Q&A

こんな時はどうしたらいいの?

Q. 学生なので国民年金保険料の納付が困難なのですが…。

A. [学生納付特例制度]

第1号被保険者である学生で、前年所得(1月～3月の申請については前々年所得)が118万円以下ある人は、学生納付特例を申請し、承認されれば保険料の納付が猶予される制度があります。(昭和61年1月2日以降の生まれの方は、125万円以下)

対象学校

大学(大学院)・短期大学や専門学校・専修学校の一部(夜間部、定時制、通信課程の学生も対象です)

学校教育法に規定する各種学校(ただし修業年限が1年以上ある課程に限る)

必要書類

学生証の写し、または在学証明書(各種学校の学生は、修業年限が1年以上の課程であることがわかる学生証、もしくは証明書)

☆平成18年1月2日以降に播磨町に転入された方は、平成18年1月1日時点の住所地発行の「平成18年度所得課税証明書」

☆平成17年4月1日以降に失業した方は、「失業の事実を明らかにする証明書(雇用保険受給資格者証等)」の写し

審査

学生本人の所得だけで審査されます。

承認期間

申請のあった月の属する年度の4月(4月申請のみ前年度の申請も可)から翌年の3月までです。4

▶問い合わせ 加古川社会保険事務所
保険年金グループ
☎0794(27)4511
☎0794(35)2581

月から制度の適用を受けたい方は、必要書類を添えて5月末までに播磨町保険年金グループで申請してください。なお、申請は毎年必要です。

学生納付特例の申請をして、承認されると

- ①学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。
- ②学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間となります。
- ③学生納付特例期間については、保険料を10年までさかのぼって納付することにより、将来の老齢基礎年金額に反映させることができます。

届け出が遅れたら

学生納付特例制度は、原則申請のあった月の属する年度の4月から承認されることとなっていますが、申請が遅れた場合には、申請前の期間で保険料を納めていない期間は「未納期間」となり、事故や病気で障害が残っても障害基礎年金は支給されない場合があります。

ホタルを育てるには日常の観察や管理が必要となります。

ます。

そこで、幼虫の飼育、育成水路の管理・清掃などのお手伝いをしていただける方を「ホタル育成ボランティア」として募集中です。播磨町の新しい名所づくりにぜひご参加ください。

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

土曜日は、しっかり文化活動をしよう。「土曜子どもいきいき体験隊」 参加者募集

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。



中学3年生をライマ市へ派遣します

本町の姉妹都市であるアメリカ・ライマ市へ町内中学生を派遣し、青少年との交流やホームステイなどにより異文化に触れ、国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。

※今後の国際情勢によっては、派遣を中止する場合がありますのでご了承ください。

▶日程 8月18日(金)～25日(金) 6泊8日(うちホームステイ4泊)

▶訪問先 アメリカ・オハイオ州・ライマ市ほか

▶対象 町在住の中学生3年生

▶派遣人数 10人

▶申し込み 5月8日(月)～12日(金)に所定の申込書を教育総務グループまたは町立各中学校へ提出してください。

▶問い合わせ 教育総務グループ
☎0794(35)0545

▶参加費 10万円

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。

土曜日を有効に活用するため、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施して、今年で5年目。子どもたちのための体験活動がより深まるように、年ごとにカリキュラムも工夫しています。